保有状況照会伝達サービスのご案内

1

本年６月２６日付で最終化された改訂版スチュワードシップコードにより、署名機関投資家は、本年１２月末までに対応方針を更新

2

改訂版コードは、「投資先企業からの求めに応じて、株式の保有状況を説明する」ことを署名機関投資家に推奨

- **「照会者は、本当に投資先企業の人間なのか」**
- **「保有株式数の情報が対話以外の目的に流用されないか」**
- **「過度な照会が生ずるのではないか」**

3

本年１２月に稼働予定の**保有状況照会伝達サービス**が、照会者の真正性を認証して上場会社からの照会を伝達し、安全性の高い方法で保有状況を上場会社に回答する機能を提供いたします。

機関投資家名称	対応方針
○○アセット	××××
□□アセット	××××

Investor Communications Japan

本件に関するお問合せ先
株式会社ＩＣＪ（担当：林、朝倉）
電子メール：shareholder-disclosure@icj-co.jp